

産業廃棄物処理業におけるその他の動力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
3	9~10	ごみ集積所で普段は2名で積み込みをするが、積み荷がいっぱいになってきたので、この集積所の物を積んで荷卸しに行く予定であり、運転手も積み込みを手伝っていた。袋を塵芥車へ押し込んでいた際、手伝っていた運転手が死角となり、気づかずに加害者が操作ボタンを押したため、指を巻き込まれた。	67	1~9
9	11~12	集積車の排出板に付着したゴミを竹ぼうきで清掃していたところ、集積車の運転手がその作業に気づかずにゲートを下す操作をしてしまい、右腕が挟まってしまい負傷した。	54	100~299
11	9~10	会社駐車場にて荷台の清掃作業後荷台から降りようとして、荷台が清掃後水で濡れていた事もあり足元が滑り転落した。転落した際にトラックの後ろに頭（後頭部）をぶつけた。後日に体調が急変し通院した。	48	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html